

品川区教育委員会会議記録

平成20年 第3回 臨時会

場 所 教育委員室
期 日 平成20年3月28日
開 会 午後2時00分
閉 会 午後5時00分

出席委員	委 員 長	細川 珠生
	委員長職務代理者	徳岡 壽夫
	委 員	前田 武昭
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員	委 員	安尾 久子

出席職員	教 育 次 長	長田 正
	庶 務 課 長	市川 一夫
	学 務 課 長	古里 兌夫
	指 導 課 長	河野 美和
	小中一貫教育担当課長	藤森 克彦
	生涯学習課長	富田 祥子
	品川図書館長	工藤 俊一
	品川区スポーツ協会事務局次長	本城 善之

議事運営および 委員長、教育長報 告事項等	署名委員に徳岡委員、前田委員を指名
-----------------------------	-------------------

件名	日程第1 第9号議案 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	・ 特になし
事務局説明	・ 特になし
委員意見要旨	・ 特になし
議事結果	原案可決

件名	<p>日程第1 第10号議案</p> <p>品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</p>
担当課	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹の「命を受けて」は誰の命であるのか。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に教頭が副校長になるのか。
事務局説明	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「命を受けて」について、本件は「上司の命」にあたり、主幹は校長、副校長、教頭の命を受けることとなる。 教頭と副校長について、副校長とは学校教育法の改正により新たに設置された職であり、教頭という職も残る。
委員意見要旨	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副校長の職務が非常に広範囲になっている。将来的に副校長に加えて教頭を配置する、ということも考えていきたい。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい制度なので運用してみて状況を見ていくように。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な職の設置と考える。
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第11号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員 A) ・ 新組織に安全管理という名称が含まれるが、情報の安全管理のみなのか、通常の安全管理も行うのか。
事務局説明	(学務課長) ・ 新組織の職務分掌について、学校のIT活用による個人情報の安全対策などを行うポストである。
委員意見要旨	・ 特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第12号議案 品川区公印規則の一部を改正する規則について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員D) ・ 2番の新規公印の用途は何か
事務局説明	(庶務課長) ・ 職員証に押印するためのものであり、方30ミリメートルでは職員証に大きさが合致しないためである。
委員意見要旨	・ 特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第1 第13号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第14号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第15号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則 第16号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 第17号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 第18号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 第19号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 第20号議案 義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則 第21号議案 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(庶務課長) 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員D) ・フルタイム勤務と短時間勤務に対する処遇を比例で遇する部分があるということとは、その勤務体系により評価が異なるという考え方になるのか。</p> <p>(委員A) ・育児短時間勤務と退職手当との関係はどのようになるのか。</p> <p>(委員C) ・育児短時間勤務は男女の差なく取得できるのか。</p> <p>(委員B) ・育児短時間勤務と年次有給休暇との関係はどのようになるのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(庶務課長) ・本件「育児短時間勤務制度」の導入の趣旨は育児と仕事の両立である。処遇が勤務時間に比例するのは公務能率の維持という考えもあり、フルタイム勤務と均衡を失ないように運用していくためである。 ・退職手当について、育児短時間勤務を行っていた期間については、当該期間の3分の1に相当する月数を除算する。 ・育児短時間勤務制度は男女とも取得できる。 ・育児短時間勤務と年次有給休暇について、フルタイムの勤務との比例により休暇の付与・繰り越しが調整される。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員A) ・退職手当から除算される点について、退職手当も減額されるということは、短時間勤務を取得するのに躊躇するのではないか。</p> <p>(委員C) ・このような制度がスタートすることについて管理職への周知を積極的に行うように。</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

件名	日程第2 報告事項1 「子ども読書の日事業」について
担当課	(品川図書館長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員D) ・ 小学校の卒業者で1割程度が漫画家になりたいという夢を持っている、そのような夢に対して図書館としてどのような対応を考えているか。 (委員B) ・ 子ども読書の日にあたる4月23日には何か催しはしないのか。 ・ 事業の周知の状況について。
事務局説明	(品川図書館長) ・ 漫画の取扱いについて、図書館では漫画も資料として取り扱っている。考え方は自治体により異なるが、品川の図書館では漫画も活字文化の一つとして名作と言われるような漫画を資料として取り扱うようにしている。 ・ 漫画家になりたいという夢については、就労観にも関わるものだ。小中学生の就労観をはぐくむ資料も今後より取り揃えていきたいと考える。 ・ 漫画文化について、今漫画文化は注目されている。「漫画で学ぶ」といった教材も積極的に取り入れており、子どもたちの興味や知識の導入部分として活用していきたい。 ・ 4月23日について、集客を考慮して4月23日に近い日曜日にイベントを催すようにしている。また、毎月23日を区の親子読書の日に設定しているため、4月23日はこれも含め、啓発していく。 ・ 事業の周知については4月11日発行の広報誌の一面に掲載予定である。
委員意見要旨	(委員D) ・ 漫画を活用することにより、理解しやすくなるものもある。名作だけでなく、より総合的に知識を得ることのできる漫画を紹介していくという考えもあっても良いと思う。 (委員C) ・ 漫画も大分市民権を得ている。図書館長の言うように興味や知識の導入部分として活用することは良いことかもしれないが、漫画ばかりではいけない。漫画は知識の伝達ができるが、思考力・判断力を養うことに向いていない。思考力・判断力を養うにはやはり「文章」を読むことが大切だ。漫画をきっかけ作りにするなど、有効に活用する方法はあると思うが、漫画に偏重しすぎてしまわないように注意しなければならない。
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項2 財団法人品川区スポーツ協会 平成20年度事業計画および収支計画について
担当課	(スポーツ協会事務局次長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員D) ・ 会計の収支の状況はどうか。 ・ 功労者顕彰について基準はどのようになっているのか。 (委員C) ・ 団体助成の分配方法はどうか。 (委員B) ・ 団体助成の分配について方法や、金額に不満はないか。
事務局説明	(スポーツ協会事務局次長) ・ 総合体育館の開館から3年目を迎え、安定してきている。収支については昨年とほぼ同額の規模である。 ・ 功労者顕彰について、スポーツ協会の参加の団体で顕彰をしている。協会に所属して長年尽力いただいた方に対してスポーツ協会の内部規定に基づき実施している。 ・ 団体助成の分配方法について、過去3カ年の事業参加者数や団体の登録人数などを参考に概ね8万円～30万円の範囲で助成している。 ・ 団体助成の分配方法について、スポーツ協会として組織決定している。予算については基本財産の利子収入を充てている。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

その他	・追加議事日程について、日程を追加する。異議なし。
-----	---------------------------

件名	追加議事日程第1 「委員長の選挙について」
議事	選挙の方法について 指名推薦の方法とする。 異議なし。 指名委員について 前田委員を指名する。 異議なし。 指名委員による指名。徳岡委員を委員長に指名。

件名	追加議事日程第2 「委員長職務代理者の指定について」
議事	指定の方法について 指名推薦の方法とする。 異議なし。 指名委員について 前田委員を指名する。 異議なし。 指名委員による指名。安尾委員を委員長職務代理者に指名。

件名	追加議事日程第3 「委員の議席について」
議事	議席を決定。